

総務常任委員会関係

議第 1 6 1 号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第 1 条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案																
（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）	（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）																
第 2 条 一略一	第 2 条 一略一																
2 ～ 4 一略一	2 ～ 4 一略一																
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年 8 月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第 2 項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年 8 月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第 2 項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>																
（知事等の給与及び旅費）	（知事等の給与及び旅費）																
第 3 条 一略一	第 3 条 一略一																
2 一略一	2 一略一																
3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第 2 項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。	3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第 2 項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>																
4 一略一	4 一略一																
（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償）	（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償）																
第 6 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により設けられた審査会、審議会等の委員その他これに準ずる者（以下「附属機関の委員等」という。）の報酬は、勤務 1 日につき <u>16,500円</u> を超えない範囲内において、その所属する執行機関が定める。	第 6 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により設けられた審査会、審議会等の委員その他これに準ずる者（以下「附属機関の委員等」という。）の報酬は、勤務 1 日につき <u>17,100円</u> を超えない範囲内において、その所属する執行機関が定める。																
2 及び 3 一略一	2 及び 3 一略一																
別表第 1	別表第 1																
<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>議員報酬月額</th></tr> <tr> <td>議長</td><td><u>904,000円</u></td></tr> <tr> <td>副議長</td><td><u>807,000円</u></td></tr> <tr> <td>議員</td><td><u>778,000円</u></td></tr> </table>	職名	議員報酬月額	議長	<u>904,000円</u>	副議長	<u>807,000円</u>	議員	<u>778,000円</u>	<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>議員報酬月額</th></tr> <tr> <td>議長</td><td><u>939,000円</u></td></tr> <tr> <td>副議長</td><td><u>839,000円</u></td></tr> <tr> <td>議員</td><td><u>808,000円</u></td></tr> </table>	職名	議員報酬月額	議長	<u>939,000円</u>	副議長	<u>839,000円</u>	議員	<u>808,000円</u>
職名	議員報酬月額																
議長	<u>904,000円</u>																
副議長	<u>807,000円</u>																
議員	<u>778,000円</u>																
職名	議員報酬月額																
議長	<u>939,000円</u>																
副議長	<u>839,000円</u>																
議員	<u>808,000円</u>																
別表第 2	別表第 2																
<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> </table>	職名	給料月額	<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> </table>	職名	給料月額												
職名	給料月額																
職名	給料月額																

知事	1,240,000円
副知事	954,000円
教育長	801,000円以内で知事が定める額
企業管理者	801,000円以内で知事が定める額
病院事業管理者	801,000円以内で知事が定める額
常勤の監査委員	619,000円以内で知事が定める額
常勤の人事委員会の委員	619,000円以内で知事が定める額

別表第3

職名	報酬額
教育委員会の委員	日額 26,400円
選挙管理委員会の委員	委員長 同 29,400円
	委員 同 26,400円
	補充員 同 11,000円
非常勤の監査委員	同 26,400円
非常勤の人事委員会の委員	委員長 月額 196,000円
	委員 日額 26,400円
公安委員会の委員	委員長 月額 196,000円
	委員 日額 26,400円
労働委員会の委員	会長 同 29,400円
	委員 同 26,400円
	特別調整委員
	あつせん員 同 11,000円
	あつせん員候補者
収用委員会の委員	会長 同 29,400円
	委員 同 26,400円
	予備委員
	あつせん委員 同 11,000円
	仲裁委員
海区漁業調整委員会の委員	会長 同 29,400円
	委員 同 26,400円
内水面漁場	会長 同 29,400円

知事	1,289,000円
副知事	991,000円
教育長	832,000円以内で知事が定める額
企業管理者	832,000円以内で知事が定める額
病院事業管理者	832,000円以内で知事が定める額
常勤の監査委員	643,000円以内で知事が定める額
常勤の人事委員会の委員	643,000円以内で知事が定める額

別表第3

職名	報酬額
教育委員会の委員	日額 27,400円
選挙管理委員会の委員	委員長 同 30,500円
	委員 同 27,400円
	補充員 同 11,400円
非常勤の監査委員	同 27,400円
非常勤の人事委員会の委員	委員長 月額 203,000円
	委員 日額 27,400円
公安委員会の委員	委員長 月額 203,000円
	委員 日額 27,400円
労働委員会の委員	会長 同 30,500円
	委員 同 27,400円
	特別調整委員
	あつせん員 同 11,400円
	あつせん員候補者
収用委員会の委員	会長 同 30,500円
	委員 同 27,400円
	予備委員
	あつせん委員 同 11,400円
	仲裁委員
海区漁業調整委員会の委員	会長 同 30,500円
	委員 同 27,400円
内水面漁場	会長 同 30,500円

管 理 委 員 会 の委員	委員	同 26,400円
一略一		
非 常 勤 の 職 員 等	日 額 を も つて定め る者	日 額 <u>32,100円</u> 以 内 で 任 命 権 者 が 定める額
	月 額 を も つて定め る者	月 額 <u>276,000円</u> 以 内 で 任 命 権 者 が 定める額
	年 額 を も つて定め る者	年 額 <u>285,000円</u> 以 内 で 任 命 権 者 が 定める額

管 理 委 員 会 の委員	委員	同 27,400円
一略一		
非 常 勤 の 職 員 等	日 額 を も つて定め る者	日 額 <u>33,300円</u> 以 内 で 任 命 権 者 が 定める額
	月 額 を も つて定め る者	月 額 <u>286,000円</u> 以 内 で 任 命 権 者 が 定める額
	年 額 を も つて定め る者	年 額 <u>296,000円</u> 以 内 で 任 命 権 者 が 定める額

第2条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）	（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）
第2条 一略一	第2条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。
（知事等の給与及び旅費）	（知事等の給与及び旅費）
第3条 一略一	第3条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。
4 一略一	4 一略一

第3条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に<u>100分の102.3</u>を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合においては1,000円未満の端数を、100,000円未満である場合においては100円未満の端数を切り捨てた額とする。以下「報酬の上限額」という。）を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、報酬の上限額とする。	附 則 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に<u>100分の106.37</u>を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合においては1,000円未満の端数を、100,000円未満である場合においては100円未満の端数を切り捨てた額とする。以下「報酬の上限額」という。）を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、報酬の上限額とする。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第 1 条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（初任給調整手当）	（初任給調整手当）
第 9 条の 2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、支給する。	第 9 条の 2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、支給する。
（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600 円</u>	（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>417,600 円</u>
（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,600 円</u>	（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>52,100 円</u>
（3）及び（4） ー略ー	（3）及び（4） ー略ー
2 及び 3 ー略ー	2 及び 3 ー略ー
（通勤手当）	（通勤手当）
第 12 条の 6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。	第 12 条の 6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。
（1）～（3） ー略ー	（1）～（3） ー略ー
	（4） <u>通勤のため自動車等の駐車のための施設等（人事委員会規則で定めるものに限る。第 8 項において「駐車施設等」という。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）</u>
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（1） ー略ー	（1） ー略ー
（2） 前項第 2 号に掲げる職員等 支給単位期間につき、2,000 円以上 <u>53,000 円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員等にあつては、その	（2） 前項第 2 号に掲げる職員等 支給単位期間につき、2,000 円以上 <u>66,400 円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員等にあつては、その

額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 一略一

3 及び 4 一略一

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合には、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合には、その合計額）の合計額が 150,000 円を超える職員等の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 及び 7 一略一

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。

9 一略一

第 13 条の 3 一略一

2 及び 3 一略一

4 県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員及び警察職員となつて特地公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員及び警察職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員及び警察職員に限る。）、新たに特地公署等に該当することとなつた公署に在勤する職員及び警察職員でその特地公署等に該当することとなつた日前 3 年以内に当該特地公署等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他、第 1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び警察職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手

額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 一略一

(4) 前項第 4 号に掲げる職員等 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（第 5 項において「駐車施設等料金相当額」という。）

3 及び 4 一略一

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合には、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額、駐車施設等料金相当額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合には、その合計額）の合計額が 150,000 円を超える職員等の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 及び 7 一略一

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車施設等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。

9 一略一

第 13 条の 3 一略一

2 及び 3 一略一

4 新たに給料表の適用を受ける職員及び警察職員となつて特地公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員及び警察職員、新たに特地公署等に該当することとなつた公署に在勤する職員及び警察職員でその特地公署等に該当することとなつた日前 3 年以内に当該特地公署等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他、第 1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び警察職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手給する。

当を支給する。

(宿日直手当)

第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等には、その勤務1回につき、4,400円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師にあつては21,000円、人事委員会規則で定める者にあつては7,400円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 一略一

(期末手当)

第20条 一略一

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 一略一

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 一略一

(勤勉手当)

第21条 一略一

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間

(宿日直手当)

第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等には、その勤務1回につき、4,700円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師にあつては22,500円、人事委員会規則で定める者にあつては7,700円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 一略一

(期末手当)

第20条 一略一

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 一略一

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは、「100分の62.5」とする。

4～6 一略一

(勤勉手当)

第21条 一略一

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間

勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

- （2） 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 ー略ー

別表第1～別表第6 ー略ー

勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

- （2） 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 ー略ー

別表第1～別表第6 ー略ー

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第20条 一略一 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 一略一 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは、「100分の62.5」とする。 4～6 一略一 （勤勉手当） 第21条 一略一 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分	（期末手当） 第20条 一略一 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 一略一 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。 4～6 一略一 （勤勉手当） 第21条 一略一 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た

の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額 3～5 一略一 別表第1～別表第6 一略一	額の総額 (2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定幹部職員にあつては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額 3～5 一略一 別表第1～別表第6 一略一
---	--

第3条関係（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（通勤手当） 第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 （1）～（3） 一略一	（通勤手当） 第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 （1）～（3） 一略一 <u>（4） 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）</u>

第4条関係（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（通勤手当） 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 （1）～（3） 一略一	（通勤手当） 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 （1）～（3） 一略一 <u>（4） 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）</u>

第5条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																				
（給与に関する特例等） 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>398,000</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>446,000</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>499,000</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>563,000</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>643,000</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>751,000</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>877,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～4 一略一 第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>398,000</u>	<u>2</u>	<u>446,000</u>	<u>3</u>	<u>499,000</u>	<u>4</u>	<u>563,000</u>	<u>5</u>	<u>643,000</u>	<u>6</u>	<u>751,000</u>	<u>7</u>	<u>877,000</u>	（給与に関する特例等） 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>412,000</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>463,000</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>517,000</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>584,000</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>666,000</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>778,000</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>908,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～4 一略一 第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>412,000</u>	<u>2</u>	<u>463,000</u>	<u>3</u>	<u>517,000</u>	<u>4</u>	<u>584,000</u>	<u>5</u>	<u>666,000</u>	<u>6</u>	<u>778,000</u>	<u>7</u>	<u>908,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>398,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>446,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>499,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>563,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>643,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>751,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>877,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>412,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>463,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>517,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>584,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>666,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>778,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>908,000</u>																																				

3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第 2 項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、給与条例第28条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第 4 条の規定」とする。

3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第 2 項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」と、給与条例第28条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第 4 条の規定」とする。

第 6 条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第 5 条 ー略ー	第 5 条 ー略ー
2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第 3 項、第12条の 3、第19条の 2 第 1 項及び第 2 項、第20条第 2 項、第21条第 2 項並びに第28条第 1 項の規定の適用については、給与条例第10条第 3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の	2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第 3 項、第12条の 3、第19条の 2 第 1 項及び第 2 項、第20条第 2 項、第21条第 2 項並びに第28条第 1 項の規定の適用については、給与条例第10条第 3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の

地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の78.75」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第7条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																				
第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td>420,000</td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td>482,000</td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td>546,000</td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td>630,000</td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td>733,000</td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td>836,000</td></tr> </tbody> </table> 2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td>351,000</td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td>387,000</td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td>416,000</td></tr> </tbody> </table> 3～6 一略一 第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第	号給	給料月額		円	<u>1</u>	420,000	<u>2</u>	482,000	<u>3</u>	546,000	<u>4</u>	630,000	<u>5</u>	733,000	<u>6</u>	836,000	号給	給料月額		円	<u>1</u>	351,000	<u>2</u>	387,000	<u>3</u>	416,000	第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td>435,000</td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td>499,000</td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td>565,000</td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td>653,000</td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td>759,000</td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td>866,000</td></tr> </tbody> </table> 2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td>364,000</td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td>402,000</td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td>431,000</td></tr> </tbody> </table> 3～6 一略一 第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第	号給	給料月額		円	<u>1</u>	435,000	<u>2</u>	499,000	<u>3</u>	565,000	<u>4</u>	653,000	<u>5</u>	759,000	<u>6</u>	866,000	号給	給料月額		円	<u>1</u>	364,000	<u>2</u>	402,000	<u>3</u>	431,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	420,000																																																				
<u>2</u>	482,000																																																				
<u>3</u>	546,000																																																				
<u>4</u>	630,000																																																				
<u>5</u>	733,000																																																				
<u>6</u>	836,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	351,000																																																				
<u>2</u>	387,000																																																				
<u>3</u>	416,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	435,000																																																				
<u>2</u>	499,000																																																				
<u>3</u>	565,000																																																				
<u>4</u>	653,000																																																				
<u>5</u>	759,000																																																				
<u>6</u>	866,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	364,000																																																				
<u>2</u>	402,000																																																				
<u>3</u>	431,000																																																				

1 項及び第 2 項、第20条第 2 項並びに第28条第 1 項の規定の適用については、給与条例第10条第 3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 7 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第 5 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員（以下この項及び次項において「第 1 号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第 1 号任期付研究員」と、同条第 2 項中「管理職員が」とあるのは「第 1 号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第 1 号任期付研究員」と、給与条例第20条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、給与条例第28条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第 5 条の規定」とする。

1 項及び第 2 項、第20条第 2 項並びに第28条第 1 項の規定の適用については、給与条例第10条第 3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 7 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第 5 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員（以下この項及び次項において「第 1 号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第 1 号任期付研究員」と、同条第 2 項中「管理職員が」とあるのは「第 1 号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第 1 号任期付研究員」と、給与条例第20条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第 5 条の規定」とする。

第 8 条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第 6 条 一略一 2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第10条第 3 項、第19条の 2 第 1 項及び第 2 項、第20条第 2 項並びに第28条第 1 項の規定の適用については、給与条例第10条第 3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 7 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第 5 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員（以下この項及び次項において「第 1 号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当	第 6 条 一略一 2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第10条第 3 項、第19条の 2 第 1 項及び第 2 項、第20条第 2 項並びに第28条第 1 項の規定の適用については、給与条例第10条第 3 項中「第 1 項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年 3 月県条例第 7 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の 2 第 1 項中「第10条第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第 5 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員（以下この項及び次項において「第 1 号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当

該第 1 号任期付研究員」と、同条第 2 項中「管理職員が」とあるのは「第 1 号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第 1 号任期付研究員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と、給与条例第 28 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第 5 条の規定」とする。

該第 1 号任期付研究員」と、同条第 2 項中「管理職員が」とあるのは「第 1 号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第 1 号任期付研究員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 175」と、給与条例第 28 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第 5 条の規定」とする。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(384) 一略一	(1)～(384) 一略一
(384)の2 建築 既存建築 27,000円 基準法施行令 物の敷地 (昭和25年政令 と道路と 第338号) <u>第137</u> の関係に <u>条の12第6項</u> の 関する制 規定に基づく建 限の適用 建築物の敷地と道 除外に係 路との関係に関 る認定申 する制限の適用 請手数料 除外に係る認定 の申請に対する 審査	(384)の2 建築 既存建築 27,000円 基準法施行令 物の敷地 (昭和25年政令 と道路と 第338号) <u>第137</u> の関係に <u>条の12第11項</u> の 関する制 規定に基づく建 限の適用 建築物の敷地と道 除外に係 路との関係に関 る認定申 する制限の適用 請手数料 除外に係る認定 の申請に対する 審査
(384)の2の2 既存建築 27,000円 建築基準法施行 物の道路 令第137条の12 内の建築 <u>第7項</u> の規定に に関する 基づく道路内の 制限の適 建築に関する制 用除外に 限の適用除外に 係る認定 係る認定の申請 申請手数 料に対する審査 料	(384)の2の2 既存建築 27,000円 建築基準法施行 物の道路 令第137条の12 内の建築 <u>第12項</u> の規定に に関する 基づく道路内の 制限の適 建築に関する制 用除外に 限の適用除外に 係る認定 係る認定の申請 申請手数 料に対する審査 料
(384)の2の3～(431)の4 一略一	(384)の2の3～(431)の4 一略一 (431)の5 <u>政党 支部政党</u> 第431号の <u>助成法（平成6 交付金使</u> <u>2の表の</u> <u>年法律第5号）</u> <u>途等報告</u> <u>左欄に掲</u> <u>第32条第5項の</u> <u>書等の写</u> <u>げる区分</u> <u>規定に基づく都</u> <u>しの交付</u> <u>に応じ、そ</u> <u>道府県提出文書</u> <u>手数料</u> <u>れぞれ同</u> <u>の写しの交付</u> <u>表の右欄</u> <u>に定める</u> <u>額</u>
(432)～(473) 一略一	(432)～(473) 一略一
2 一略一	2 一略一

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～10 ー略ー	ー略ー	1～10 ー略ー	ー略ー
11 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(17) ー略ー	山形市	11 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(17) ー略ー (18) <u>法第30条の18の4第1項の規定によるかかりつけ医機能に関する報告の受理</u> (19) <u>法第30条の18の4第2項の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の確認</u> (20) <u>法第30条の18の4第4項前段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の報告の受理</u> (21) <u>法第30条の18の4第4項後段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の確認</u> (22) <u>法第30条の18の4第6項の規定による報告の徴収及び是</u>	山形市

(18)～(23) 一略一	
12～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（16） 一略一（17）政令第131条の2第2項及び第3項並びに第137条の12第6項及び第7項の規定による認定に係る知事に対する申請の受付（18）及び（19） 一略一	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）
16～52 一略一	一略一

2 一略一

正命令 (23) 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定による情報の提供の要求 (24)～(29) 一略一	
12～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（16） 一略一（17）政令第131条の2第2項及び第3項並びに第137条の12第11項及び第12項の規定による認定に係る知事に対する申請の受付（18）及び（19） 一略一	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）
16～52 一略一	一略一

2 一略一

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第 2		別表第 2	
執行機関	事務	執行機関	事務
—略—	1 ～ 3 —略—	—略—	1 ～ 3 —略—
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による公職の候補者の届出に関する事務であつて規則で定めるもの	選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による公職の候補者の届出に関する事務であつて規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であつて規則で定めるもの		